

障事第 1 7 3 5 号
令和 4 年 3 月 2 8 日

各 市 町 村 長 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例について(通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 3 0 条第 1 項第 2 号イ及び第 4 3 条の規定に基づく「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 2 4 年千葉県条例第 8 8 号。以下「条例」という。)の一部を改正する条例が令和 3 年 7 月 2 0 日から施行されたところですが、その趣旨及び内容は、別添のとおりであるので御了知の上、貴管内事業所・関係機関等への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

また、別添に記載以外の部分については、令和 3 年 3 月 3 0 日付け障発第 0 3 3 0 第 3 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 1 8 年 1 2 月 6 日障発第 1 2 0 6 0 0 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)と原則、同趣旨であるので御参照願います。

【担当】

障害福祉事業課事業支援班
0 4 3 - 2 2 3 - 2 3 0 8